〈平成19年度調査詳細版〉

県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針アンケート調査結果について

埼玉県では、平成13年4月1日から全庁的に有害性のある化学物質による人や生態系への影響を極力抑えるため、病害虫等の発生の有無を確認せずに定期的に薬剤散布を行うことや内分泌かく乱(いわゆる環境ホルモン)作用が疑われる物質を含む薬剤は、その作用が明確になるまでは当面使用しないことなどを定めた「埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」 [平成13年2月8日副知事決裁(以下「取組方針」という。)]に基づく取組を進めています。

平成14年5月、平成16年8月に平成13年度、平成16年度における取組方針の対応状況 について、全庁的な調査を行いましたが、最近の推進状況を把握するため、アンケート調査を行いました。

記

1 調査の概要

(1) 目的

取組方針の最近の推進状況を把握し、今後の対策の基礎資料とすることを目的としました。

(2) 調査対象

- ア 知事部局、企業局、病院局、教育局、県警本部の所管するすべての県有施設
- イ 県庁舎、県営住宅、県立学校等の建物周辺、公園、道路沿いなどに県が植栽、または管理義務を持つ樹木、植栽等。(試験研究、生産管理等の目的のために栽培されているものを除く。)

なお、公園、道路、または河川等の樹木、植栽等の樹木管理については、「公園樹木」、 「道路樹木」、「河川樹木」などの管理業務単位でまとめることとしました。

(3) 調査方法

各部(局)の主管課を通じ、平成19年9月末日を回答期限として、アンケート調査用紙の配布及び回収を行いました。

(4) 調査内容

ア 施設管理に関する事項

- (7) 病害虫等発生の有無及び発生病害虫等の種類
- (イ) 病害虫等発生時の防除方法
- (ウ) 定期的な薬剤使用(散布)の有無
- (エ) 使用(散布)した薬剤の種類
- (オ) 薬剤使用(散布)時の安全確保対策

イ 樹木管理に関する事項

- (7) 病害虫発生の有無及び発生病害虫の種類
- (イ) 病害虫発生時の防除方法
- (ウ) 定期的な農薬散布の有無
- (エ) 散布した農薬の種類
- (オ) 農薬散布時の安全確保対策
- (力) 農水省通知「住宅地等における農薬使用について」の認識
- ウ 取組方針に関する意見・要望

(5) 調査対象期間

平成19年4月1日から8月31日

2 調査の結果

(1) 回答数

施設管理、樹木管理の対象数として各部局から表1のとおり回答があり、県全体では施対 象数が465施設、樹木管理が476か所でした。

表1 部局別アンケート調査回答数

双 ロルカカラフ				
部局名	回答区分			計
	施設+樹木	施設のみ	樹木のみ	ĀΙ
総合政策部	14	1	0	15
総務部	17	2	1	20
危機管理防災部	1	0	0	1
環境部	8	2	1	11
福祉部	16	0	0	16
保健医療部	29	1	0	30
産業労働部	13	2	0	15
農林部	24	2	2	28
県土整備部	27	1	17	45
都市整備部	47	1	0	48
企業局	10	0	1	11
病院局	4	0	0	4
教育局	201	2	4	207
警察本部	39	1	0	40
14部局	450	15	26	491

(参考) 平成 13 年度および 16 年度調査における回答区分

平成 13 年度 施設: 490 施設 樹木: 1299 か所

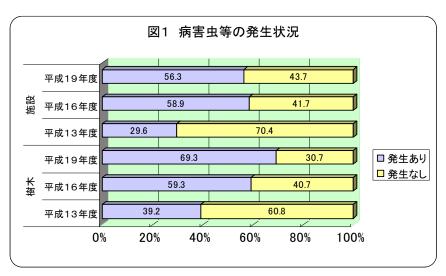
平成 16 年度 施設+樹木: 467 施設等 施設のみ: 15 施設 樹木のみ: 27 か所 ※平成 13 年度の調査で路線ごと及び河川ごとに求めた調査票の記入を、平成 16 年度の調査からは「道路樹木」、「河川樹木」、「公園樹木」などの管理単位としたため、、樹木管理の回答数が大幅に少なくなっています。

(2) 病害虫等の発生状況および発生した病害虫等の種類

施設管理では県有施設465施設のうち、262施設(56.3%)で病害虫の発生がありました。発生した主な病害虫等は、ゴキブリが84.0%、ネズミが10.7%、ダニが9.5%でした。

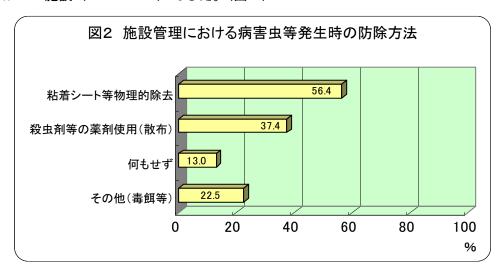
また、樹木管理では管理対象476か所のうち、330か所(69.3%)で病害虫の発生がありました。

発生した主な病害虫は、アメリカシロヒトリが59.1%、チャドクガが65.8%、イラガが23.6%、アブラムシが21.8%でした。病害虫の発生について平成16年と比較すると「発生あり」と回答した割合は、施設管理でほぼ横ばい、樹木管理で増加していました。

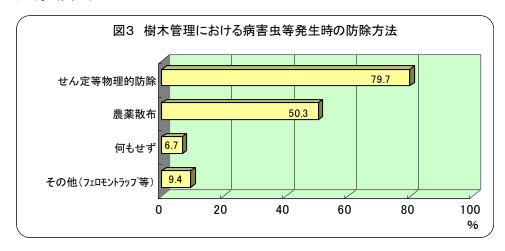


(3) 病害虫等発生時の防除方法

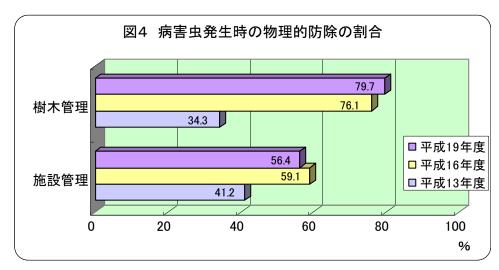
施設管理における防除方法としては、病害虫等の発生のあった262施設のうち、「粘着シート等物理的防除」が148施設(56.4%)、「殺虫剤等の薬剤使用(散布)」が98施設(37.4%)、「何もせず」が34施設(13.0%)「その他(毒餌、フェロモントラップなど)」が59施設(22.5%)でした。(図2)



また樹木管理における防除方法としては、病害虫の発生のあった330か所のうち、「せん定等物理的防除」が263か所(79.7%)、「農薬散布」が166施設(50.3%)、「何もせず」が22施設(6.7%)、「その他(フェロモントラップ、焼却など)」が31施設(9.4%) でした。(図3)



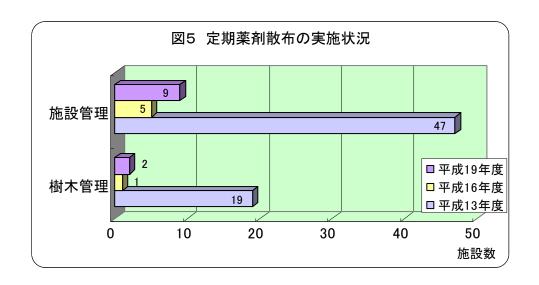
防除方法については、平成16年度と比較すると「物理的防除」を行った施設等の割合は ほぼ横ばいでした。(図4)



(4) 定期的な薬剤使用(散布)

施設管理において、病害虫等の発生がなかった203施設のうち、病害虫の発生の有無を確認せずに定期的に薬剤を使用(散布)した施設は9施設(4.4%)で、その理由は食品衛生対策や公衆衛生対策等でした。

また樹木管理において、病害虫の発生がなかった146施設のうち、病害虫発生の有無を確認せずに定期的な農薬の散布を行ったのは2施設(1.4%)で、その理由は前年大量発生したイラガ等の未然発生防止でした。(図5)



(5) 使用(散布)した薬剤の種類

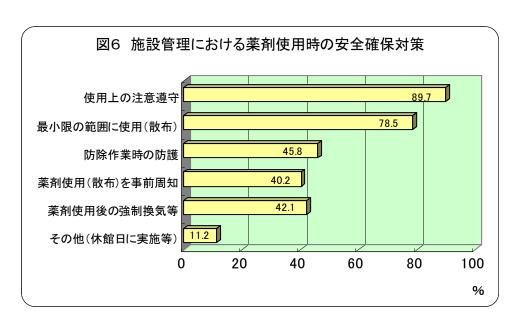
施設管理において、病害虫等の防除のために107施設で使用(散布)した薬剤の94. 4%は、「医薬品または医薬部外品」でした。

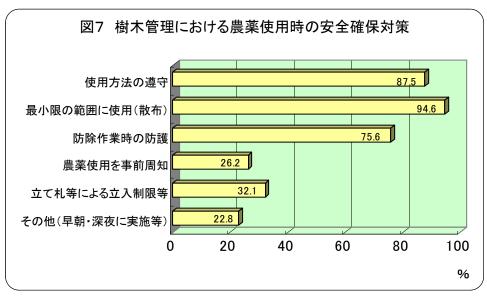
また、樹木管理において、病害虫の防除のために168か所で散布した薬剤の98.8%は、「農薬」でした。

(6) 薬剤使用(散布)時の安全確保対策

施設管理において、病害虫等の防除のために薬剤を使用(散布)した107施設で講じられた安全確保対策としては、「使用上の注意遵守」が96施設(89.7%)、「最小限の範囲に使用(散布)」が84施設(78.5%)、「防除作業時の防護」が49施設(45.8%)、「薬剤使用(散布)を事前周知」が43施設(40.2%)、「薬剤使用後の強制換気等」が45施設(42.1%)、「その他(休館日に実施等)」が12施設(11.2%)でした。(図6)

また樹木管理において、病害虫の防除のために薬剤を使用(散布)した168か所で講じられた安全確保対策としては、「使用方法の遵守」が147か所(87.5%)、「最小限の範囲に使用(散布)」が159か所(94.6%)、「防除作業時の防護」が127か所(75.6%)、「薬剤使用(散布)を事前周知」が44か所(26.2%)、「立て札等による立入制限等」が54か所(32.1%)、「その他(利用者のいない休日、早朝、深夜に実施等)」が38か所(22.8%)でした。(図7)

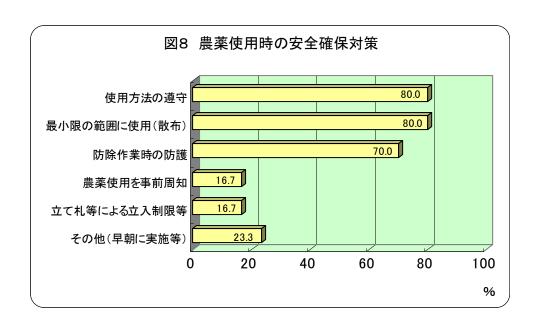




(7) 農水省・環境省通知「住宅地等における農薬使用について」の認識

樹木管理を行っている476か所のうち、公共施設、住宅地等に隣接する樹木の消毒等に関する事項を定めた「住宅地等における農薬使用について(平成19年1月31日付け18消安第11607号、環水対大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長および環境省水・大気環境局長通知)」の内容を承知しているかについては、「知っている」が382か所(80.3%)、「知らない」が94か所(19.7%)でした。

また、樹木管理において妨害中の防除のために農薬を散布した168か所について、上記通知を「知っている」が138か所(82.1%)、「知らない」が30か所(17.9%)でした。なお、通知を「知らない」と回答した機関においても、農薬散布時には図8のいずれかの方法による安全確保対策が講じられていました。



4 まとめ

「県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」は、化学物質の人体への影響の可能性や自然環境への負荷を極力抑えるために策定され、既に6年が経過しました。

取組方針は、施設管理および樹木管理において病害虫等の発生の有無を確認せずに定期的に薬剤(農薬)散布を行うことはせず、基本的に物理的な防除を推進し、やむを得ず薬剤(農薬)を使用する場合は安全確保に十分努めるものとしています。

今回の調査結果を見ると、取組方針の推進状況は平成16年度調査と比較して概ね横ばいの結果となりましたが、調査開始の13年度と比べると定期薬剤散布は激減し、物理的防除の実施率が大幅に増加しています。また、薬剤(農薬)を使用した場合の安全確保対策についても、使用上の注意、使用方法の遵守、使用(散布)範囲を最小限とするなど、各機関において様々な取組がなされていました。

埼玉県では、この取組方針を「埼玉県における内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針(平成13年2月8日副知事決裁)」の中での県の率先事項として位置づけて取り組んできました。内分泌かく乱化学物質問題につきましては、平成17年3月に環境省がExTEND2005で定めたように、今後は総合的な化学物質対策として取り組む必要があると考えています。

一方、この取組方針は化学物質の人体の影響の可能性や、自然環境への負荷を極力抑える ことを趣旨としていることから、化学物質による環境リスクの低減を図るために、引き続き 関係部局と連携し、取組方針の一層の推進に努めてまいります。

【関係資料】

- 1 「県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」の推進状況アンケート用紙 別添 1
- 2 「県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」の推進状況調査結果
 - (1) 取組方針推進状況調査結果(概要) 別添2-1
 - (2) 取組方針に関する意見要望等 別添2-2
- 3 埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針 別添3

別添 1 「県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」の推進状況アンケート 施設の名称又は管理業務名 施設管理者 記入担当者 _____ 電話番号 「埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針(平成13年2月8日副知事決裁)」に関する最近 の推進状況について、以下の設問に御回答くださるようお願いします。 【 回答区分 】 □ 1 施設及び樹木管理を行っている(Q1~Q10) □ 2 施設管理のみを行っている(Q1~Q4、Q10) □ 3 樹木管理のみを行っている(Q5~Q10) 【 施設管理 】 Q 1 建物において病害虫等(ねずみ、ゴキブリ、ダニ等)の発生がありましたか? □ 1 あった (→Q2へ) □ 2 なかった (→Q3へ) Q2 Q1で「あった」と回答された施設に伺います。 2-1 どのような病害虫等が発生しましたか? 発生した病害虫等() 2-2 病害虫等の発生に対し、どのような対応をしましたか? (複数回答可) □ 1 ねずみ取り器、粘着トラップなどによる物理的防除 □ 2 殺虫剤などの薬剤使用(散布)による防除(→Q4へ) □ 3 特に、何もしなかった □ 4 その他(毒餌、フェロモントラップなど) Q3 Q1で「なかった」と回答された施設に伺います。病害虫等の発生の有無を確認せずに定期的に薬剤を使 用(散布)しましたか? □ 1 使用(散布)した(その理由は →Q4**へ**) □ 2 使用(散布)しなかった Q4 Q2-2 又はQ3で「薬剤を使用(散布)した」と回答された施設に伺います。 4-1 使用した薬剤は? □ 1 薬事法に基づく承認を受けた医薬品又は医薬部外品 □ 2 その他(4-2 薬剤使用(散布)に当たって、どのような安全確保対策を講じましたか?(複数回答可) □ 1 容器等に記載された用法・用量、使用上の注意を遵守した

□ 4 施設の使用者又は利用者に使用薬剤、散布日時などを事前に周知し、注意喚起した

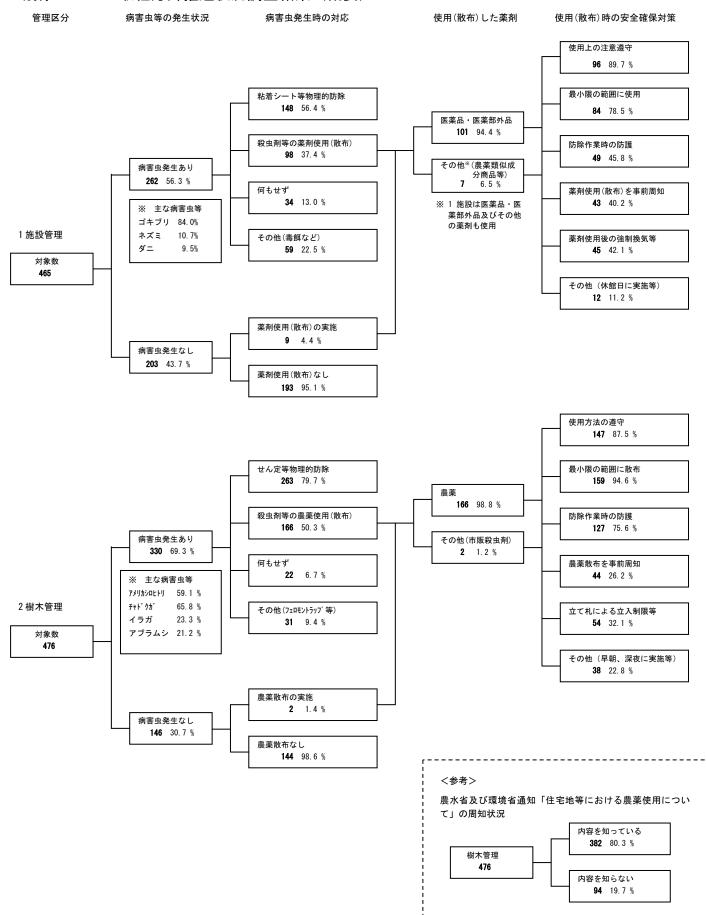
□ 2 薬剤使用(散布)の範囲を最小限にした

□ 3 防除作業者にマスク、メガネ等の防護用具を着用させた

	□ 5 薬剤散布終了後に強制換気を行い、屋内の残留薬剤を除去した □ 6 その他()
【相	財木管理 】	
Q 5	樹木・植栽に病害虫の発生(毛虫による食害等)がありましたか? □ 1 あった (→Q6へ)□ 2 なかった (→Q7へ)	
Q 6	Q5で「あった」と回答された施設に伺います。 6-1 どのような病害虫が発生しましたか?(複数回答可) □ 1 アメリカシロヒトリ □ 2 チャドクガ □ 3 イラガ □ 4 アブラムシ □ 5 モンクロシャチホコ □ 6 その他()
	6-2 病害虫の発生に対し、どのような対応をしましたか? (複数回答可) □ 1 せん定などの物理的防除 □ 2 農薬散布による防除 (→Q8へ) □ 3 特に、何もしなかった □ 4 その他 (フェロモントラップなど)
	Q5で「なかった」と回答された施設に伺います。病害虫の発生の有無を確認せずに定期的 を行いましたか? □ 1 行った(その理由は →Q8へ □ 2 行わなかった	
Q8	Q6-2 又はQ 7 で「農薬散布を行った」と回答された施設に伺います。 8-1 散布した農薬は? □ 1 農薬取締法に基づく登録を受けた農薬 □ 2 その他()
	8-2 農薬散布に当たって、どのような安全確保対策を講じましたか?(複数回答可) 「 1 容器等に記載された適用害虫、希釈倍率等定められた使用方法を遵守した 2 農薬の散布範囲を最小限にした 3 防除作業者にマスク、メガネ等の防護用具を着用させた 4 周辺住民等に使用農薬、散布日時、散布範囲などを事前に周知し、理解を求めた 5 作業現場に立て札を設置し、通行人等が散布場所に近づかないよう注意喚起した 6 その他()
F	公共施設、住宅地等に近接する樹木の消毒等に関する農林水産省消費・安全局長及び環境省 3長通知「住宅地等における農薬使用について(平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号、3 70131001 号)」の内容についてご存じですか? □ 1 知っている □ 2 知らない	

Q10 取組方針について、御意見・御要望がありましたら御記入ください。

別添2-1 取組方針推進状況調査結果(概要)



別添2-2 取組方針に関する意見要望等

- ・従来の「取組方針」の内容に変更点等があった場合には、別途示してほしい。
- ・現在は予防が不可能であるため、内分泌かく乱化学物質についての解明をしてほしい。
- ・公園利用者向けに農薬使用または農薬使用抑制に関する説明文書を配布または掲示した事例が あれば教えてほしい。
- ・これまで来園者の要望等により薬剤散布を行ってこなかったが、集客場所の1であるヘメロカリスに大量のアブラムシが付着し、多数の苦情が寄せられた。今後、殺虫剤等の散布を行うか 苦慮しており、何か良い対策案がありましたら教えてほしい。
- ・樹木害虫について、職員、保護者、近隣住民からたびたび苦情がある。農薬の使用が大幅に規制されており駆除することが難しいことを説明するが、なかなか納得しないので、農薬の使用を規制していることを広く県民に知らせてほしい。そうしないと、やむを得ず農薬を使用して害虫駆除をせざるを得ない状況になりつつある。
- ・これだけ農薬を必要最小限度にと言っているにもかかわらず、理解していない職員もまだいる。 原則をもっとポスター等で広めてほしい。
- ・啓発のため、定期的に説明会を開催してほしい。さらなる周知が徹底されるはずである。
- ・極力薬剤を使用しない物理的駆除に努めているが、チャドクガの幼虫については、駆除の際に被害をうけるケースも多い。また、児童生徒への大きな被害も懸念されるところである。害虫による被害と薬害及び校内緑化など様々な事項を比較検討して、効果的な駆除方法を考えているが、困難である。チャドクガの発生及び被害は増加傾向にある事などを考慮して、より効果的な取組みを研究してほしい。

別添3 埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針

平成 13 年2月8日 副知事決裁

1 趣旨

近年、日常生活のさまざまな場面で化学物質に接する機会が増えたことから、内分泌かく 乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)やダイオキシン類などに対する県民の健康や生態系 への影響が懸念されている。

県においては、消毒や害虫駆除用の薬剤が多くの機関で使用されているところであるが、 散布される薬剤によっては、内分泌かく乱作用が疑われる物質が含まれる場合もあり、こ れらの化学物質に対する県民の関心が高まってきている。

これまで県では、県自らが率先して環境への負荷を出来る限り低減するとともに、豊かな自然環境の保全・創造に努めるための総合的、具体的な方針である「埼玉県環境配慮方針」を平成9年9月に策定し、その取組の一つとして農薬使用の自粛等に取り組んできたところである。

このような取組の一層の推進を図り、化学物質の人体への影響の可能性や、自然環境 への負荷を極力抑えるため、県有施設及び樹木、植栽等への薬剤散布に関する取組方針 を定めるものである。

2 県有施設(県庁舎、県立学校等)の消毒等についての取組方針

(1) 県有施設において、病害虫等の発生の有無等を確認せずに定期的に薬剤散布を行うことは、これを行わず、次の方法によるものとする。

ア 定期的な生息状況調査等により、害虫等の発生状況を把握し、発生が確認された場合は、基本的に罠などのしかけ等による捕殺など物理的な方法により駆除するものとする。

イ アの方法によらず、薬剤使用の必要がある場合には、まず散布以外の餌による誘殺、 塗布等の方法を検討し、やむを得ず散布による方法をとる場合には、使用する薬剤量を必 要最少限にとどめるものとする。この場合、容器等に記載されている使用上の注意事項等 を確実に遵守するほか、散布に当たって必要な安全確保に十分努めるものとする。

特に、内分泌かく乱作用が疑われる物質を含む薬剤は、その作用が明確になるまで当面は使用しないこととする。

(2) ごみを放置しない、清掃を徹底するなど、施設の管理面からも、ねずみ、害虫等の発生防止に努めるものとする。

3 樹木の消毒等についての取組方針

(1) 樹木の消毒等において、病害虫の発生の有無等を確認せずに、定期的に農薬の散布を行うことは、これを行わず、次の方法によるものとする。

ア 病害虫やこれらによる被害発生を見た場合は、被害を受けた部分をせん定等により除去するものとする。

せん定枝はチップ化して堆肥化・被覆材利用をする、あるいは適正な焼却により処分するなど、二次的な環境汚染を起こさないよう配慮する。

イ アの方法によらず、やむを得ず農薬の散布を行う場合は、使用する薬剤量、散布範囲 等を必要最少限にとどめるものとし、特に、内分泌かく乱作用が疑われる物質を含む農薬 は、その作用が明確になるまで当面は使用しないこととする。

農薬を使用する場合は、次のとおりとする。

- (ア) 農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用する。
- (イ) 容器等に記載された適用病害虫、希釈倍数等定められた使用方法を必ず遵守する。
- (ウ) 防護用具の着用等を徹底する。
- (エ) 散布に当たっては、必要に応じて、周辺住民等の関係者への連絡や立札の設置を行うなど、安全確保に十分努めるものとする。
- (2) 薬剤散布に替わる防除方法の研究開発動向等に注視し、今後も幅広い視野で検討を行っていくものとする。

4 取組方針の適用

この方針は、平成13年4月1日から適用する。